令和2年7月19日

加盟校各位

（一社）日本学生氷上競技連盟

会長　福田　弥夫

夏期休暇期間中の活動について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各大学においては課外活動に対して制限が加えられている状況にあります。大学の運動部の合宿所における集団感染等も発生しており、活動の実施には十分な配慮が求められるところです。

ところで、各大学において夏期休暇期間の開始時期が迫り、複数の大学が宿泊を伴う合宿を実施する計画であると聞き及んでおります。また、スケート関係の合宿候補地はそれほど多くはなく、複数の大学が同一都市で実施する場合が十分に予想されるところです。

ご承知の通り、政府による緊急事態宣言解除後の7月上旬より、東京都を中心に感染者数が増加の一途をたどり、東京都知事からは、県境を越えた移動の自粛要請がなされております。なお、最近の感染者の傾向を見ますと、20歳代などの若い感染者の増加が顕著であり、大学生の感染者も増加しております。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を恐れて、合宿開催予定地の関係者から、合宿実施について不安があると伝えられた事例も生じております。仮に合宿期間中に当連盟加盟校の選手から新型コロナウイルス感染症の感染者が発見され、合宿開催地における医療等に重大な影響を与えてしまった場合、大学スケート界へ与える影響には計り知れないものがあります。

つきましては、夏期休暇期間中の宿泊を伴う合宿等の実施につき、学生の健康と安全を第一とし、以下の通りに対応するよう強く要望いたします。なお、合宿開催予定地関係者の不安解消と現地における新型コロナウイルス感染症の発症・感染拡大を招かないように、事前にPCR検査等を実施し、陰性であることを確認のうえ、合宿地に赴くことが望ましいことを付記させていただきます。また、実施予定の合宿の概要につき、後日ホームページを通じて配信する書式によって学連事務局までご報告ください。

1. 合宿開催地のスケート連盟またはアイスホッケー連盟の意向を十分に確認したうえで実施すること。なお、その意向を確認する際には、地方自治体の意向及びその地域の医療体制等についても十分に確認したうえで実施すること。
2. 定期的に検温を行い、発熱等の体調不良者が出現した場合には、部の責任において必ず診察を受けること。
3. 移動に際しては、必ずマスクを着用するなど、合宿全体において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための政府によるガイドラインを遵守すること。
4. 練習の実施に際しては、日本スケート連盟、日本アイスホッケー連盟そして日本スポーツ協会などの各種ガイドラインを遵守すること。

以上